

【子ども】

基本方針

〈現状〉

- 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、権利を享受し行使する主体者として子どもを尊重し、「原則として大人同様の権利の保障」、「親の社会的地位・財産、人種などによる不公平の排除」などを定めています。わが国は平成6年(1994年)にこの条約を批准し、国内における取組状況について、これまでに5回の政府報告を行っています。平成31年(2019年)2月には第4回、第5回の政府報告を検討した国連子どもの権利委員会の総括所見が公表されており、緊急の措置が取られなければならない分野として、差別の禁止(子どもの最善の利益を考慮した制度の確立やマイノリティの子どもへの対応)、リプロダクティブ・ヘルス※及び精神的な健康への取り組み、少年司法の運営についてが挙げられています。

※リプロダクティブ・ヘルス

リプロダクティブ・ヘルスとは、一般に「性と生殖に関する健康」と訳され、性や出産に関して身体的にも精神的にも健康で本人の意思が尊重されること。またその際に、自分の身体に関すること。

- 国においては、平成27年(2015年)より「子ども・子育て支援新制度」が開始され子ども・子育て支援関連の制度・財源・給付を全国的に一元化し、全国の自治体が計画的に子育て支援を行っていくことが定められました。令和元年(2019年)10月からは就学前教育・保育の無償化により子育て支援の強化が図られています。
- 国においては、平成28年(2016年)に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化するとともに、児童虐待の防止、対応等の取組の強化を図っています。また、相次ぐ虐待死事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部を除き令和2年(2020年)4月から施行され、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが明記されるとともに、児童相談所の体制強化等についても定められています(令和5年(2023年)4月1日全面施行)。
- 国において平成28年(2016年)に施行された「障害者差別解消法」では、障害のある子どもの保育・教育について「障害を理由とした差別的取扱いの禁止」や一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた「合理的配慮をすることの義務付け」が明記され、発達障害についても同様であるとされています。
- 国においては、令和5年(2023年)に「こども家庭庁」が発足し、また、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映等が定められています。
- 近年、社会的な注目が高まっている子どもの貧困問題については、家庭の経済状況と学力や自

尊感情との関連、進学や就職における貧困の連鎖の問題等が指摘されています。国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年(2013 年))」、「子どもの貧困対策に関する大綱(平成 26 年(2014 年))」を定め、取組が進められています。令和元年(2019 年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は改正され、改正法に基づく新たな大綱が策定されています。

○本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものことを指す「ヤングケアラー」への認識が広まりつつあります。ヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことが懸念されています。国は、令和 6 年(2024 年)に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

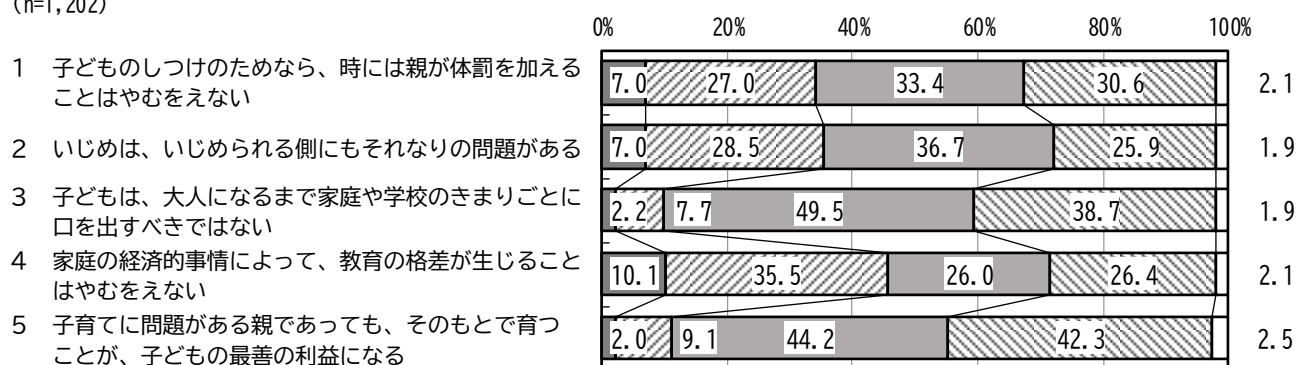
○国においては、子どもに接する仕事に就く人に、性犯罪歴がないか確認する制度である、「日本版 D B S」を導入するための法律が令和 6 年(2024 年)に成立しました。

○本市においては、平成 29 年(2017 年)に福祉、保健、教育等の庁内関係課及び民間支援団体等で構成された「子どもの貧困対策に係るワーキンググループ」を設置し、令和 2 年度(2020 年度)からは「子どもの貧困対策に係る連携会議」と改め、本市の子どもの貧困対策の現状把握や課題対応等について、協議を重ねてきました。また、令和 5 年度(2023 年度)には、こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画の策定に係る基礎資料とするため、「子どもの生活実態調査」を実施し、その結果を公表しています。この調査結果を踏まえ、引き続き取組を進めていきます。

○市民意識調査では、「子どものしつけのためなら親が体罰を加えることはやむをえない」については 34.0%、「いじめはいじめられる側にもそれなりの問題がある」については 35.5%が肯定的に回答しており、いじめや暴力を許さない意識づくりについて引き続き啓発が課題となっています。また、令和 5 年度(2023 年度)に実施した子どもの生活実態調査では、学校の勉強の理解度について、世帯の収入を世帯人数の平方根で割った等価世帯収入の水準が「中央値以上」の世帯(経済的に余裕があると思われる世帯)では「だいたいわかる」が最も高くなっている一方で、「中央値の 2 分の 1 以上中央値未満」の世帯(貧困の課題を抱えるリスクが高いと思われる世帯)及び「中央値の 2 分の 1 未満」の世帯(貧困の課題を抱えていると思われる世帯)では「教科によってはわからないことがある」が最も高くなっています。

子どもの人権について

(n=1,202)



そう思う

 どちらかといえばそう思う

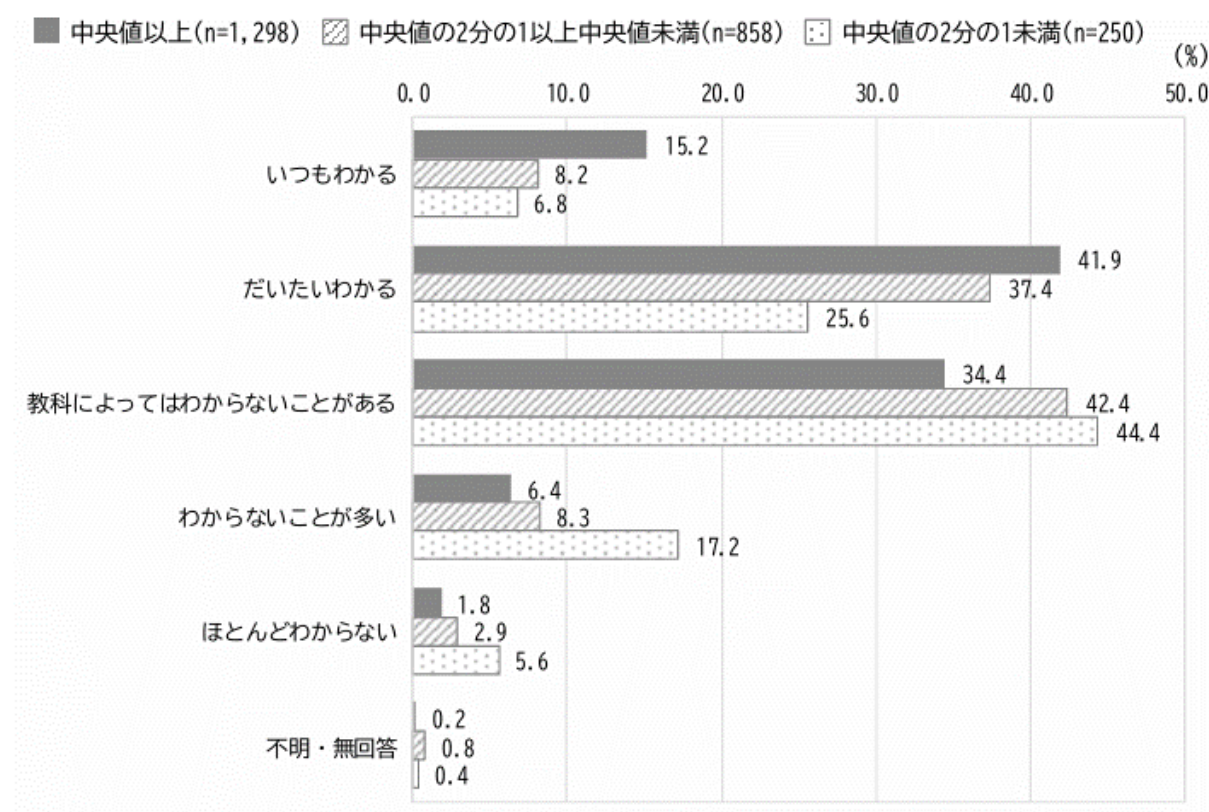
 あまりそう思わない

 そう思わない

 無回答

出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

学校の勉強の理解度



※所得による影響を分析するため、『等価世帯収入』の「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」に分類し、分析を行いました。

出典：子どもの生活実態調査（令和5年度）

〈課題〉

- 子どもの権利条約において、子どもには生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など様々な権利が定められています。また、子どもの権利条約にはあらゆる子どもの権利を実現する4原則として「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」が取り入れられています。子どもを成長過程における保護や配慮の対象とするだけでなく、権利主体として捉え、一人の人間として持つ様々な権利を尊重する意識を高めていく必要があります。また、子どもが自分自身が持つ権利について学ぶことができる教育機会を保障していくことが大切です。
- 平成26年(2014年)に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」では、共生社会の実現に向け、障害のある子どもを排除しない「インクルーシブ教育システム※」の重要性が強調されています。全ての子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の整備が、これまで以上に求められます。

※インクルーシブ教育システム

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り地域の学校で共に学ぶことができる教育のこと。そのためには、障害のある一人一人の子どもの実態に応じて、きめ細かな支援とその支援を可能とする環境整備の充実が必要となる。

〈教育及び啓発の方針〉

今日、子どもを取り巻く様々な問題の背景として、「自分とは違う」と感じた他者を排除しようとする、または認めないといった意識があることが考えられます。また、自分のことに自信が持てなかったり、長所だけでなく短所も含めた自分らしさを受け止められなかったりする、自己肯定感の低下も考えられます。そのため、子どもたちが自分も他者も尊重する人権意識を身に付けていくために自分を肯定し、相手のことも肯定する意識を育むための取組が必要です。

また、幼児・児童・生徒が自分自身の権利について知るとともに、相手が持つ権利についても理解を深めることによって、互いの人権を認め合うための取組を進めていく必要があります。

さらに、学校・家庭・地域が人権についてともに語り合う機会を多く設け、子どもの人権及び子どもの権利を実現するための4原則について理解を深めていくことが重要です。また、教職員等、子どもと接する機会の多い大人たちが未来を担う子どもたち一人一人の人権と人格を尊重し、健全に育てていけるよう、子どもの権利について学び人権意識を高めていけるよう研修機会の充実に取り組みます。

なお、小・中・義務教育・高等・特別支援学校間の人権教育の連携の在り方について、これからも模索していきます。

〈事業の柱〉

- ①児童虐待を防止する取組の充実
- ②いじめ問題への取組の充実
- ③体罰の根絶
- ④スクール・セクハラ※の根絶
- ⑤非行防止・健全育成活動の充実
- ⑥不登校児童生徒の居場所の確保
- ⑦子育て・子育ちのためのより良い環境づくり
- ⑧一人一人を大切にした教育・保育の充実
- ⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援
- ⑩子どもの社会参画の促進

※スクール・セクハラ

学校において、職員が他の職員、児童生徒等及び関係者を不快にさせる性的な言動、並びに児童生徒等及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動を行うこと。



実施計画

〈事業の柱〉

- ①児童虐待を防止する取組の充実
- ②いじめ問題への取組の充実
- ③体罰の根絶
- ④スクール・セクハラ根絶
- ⑤非行防止・健全育成活動の充実
- ⑥不登校児童生徒の居場所の確保
- ⑦子育て・子育てのためのより良い環境づくり
- ⑧一人一人を大切に教育・保育の充実
- ⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援
- ⑩子どもの社会参画の促進

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①児童虐待を防止する取組の充実		
児童虐待防止対策の推進	㊦姫路市要保護児童対策地域協議会の運営 子育て支援室を調整機関とする姫路市要保護児童対策地域協議会において、同協議会の構成機関である姫路こども家庭センター、民生委員・児童委員、医師会、警察、保健所、保育所、学校等と連携し、要保護児童等の早期発見及び早期対応に努める。 ㊧児童虐待防止に係る普及啓発活動の推進 オレンジリボン※キャンペーンや児童虐待防止講演会等の広報・啓発活動を行い、関係者及び市民の理解を深める機会とする。	子育て支援室
	※オレンジリボン 子ども虐待防止のシンボルマーク。子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、との願いが込められている。	
子育て支援室の運営	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士等の福祉専門職を配置し、児童虐待及び児童養育に関する相談に応じる。	子育て支援室

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
児童虐待への早期対応の充実	⑦保育所(認定こども園)において、子育てに困難を抱える家庭を支援するとともに、保護者からの虐待が疑われる場合には、保育所(認定こども園)長から子育て支援室長へ児童虐待相談連絡票を提出し、子育て支援室長が中心となって関係機関と連携し、支援を実施していく。また、子育て支援室からの意見書に基づき、優先的に保育所等が利用できるよう取り扱う。 ⑧幼・小・中・義務教育・高等・特別支援学校においても虐待が疑われる場合は、子育て支援室、姫路こども家庭センター、学校指導課等と連携して対応に努める。 ⑨虐待が疑われる児童については、保育所・認定こども園、学校園等の児童の在籍機関と適宜情報共有し、見守りを行う。児童の状況に応じ、姫路こども家庭センター等関係機関へのつなぎを行う。また、子どものケアについては、総合教育センターやスクールカウンセラー※と連携する。 ※スクールカウンセラー 子どもたちの心の相談にあたることにより、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止や、早期発見・早期解決を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、高校に配置された心の専門家。	子育て支援室 こども保育課 学校指導課 育成支援課
②いじめ問題への取組の充実		
小中一貫教育推進事業	各中学校ブロック・特別支援学校において、児童生徒が中心となり、小中一貫教育の理念のもと、小中合同行事や健全育成キャンペーン等、いじめ追放や仲間づくりに向けた実践活動を行う。	学校指導課
教育相談の充実	総合教育センターに「教育相談総合窓口」を設置し、窓口一本化を行い、子どもに関わる諸問題について、電話相談や来所相談を行う。また、ポケットカードの配布等により姫路っ子悩み相談(悩み相談専用ダイヤル)の周知を図る。	育成支援課
メンタルスクエア推進事業	不登校傾向を示す児童生徒のための学校における「心の居場所」として、小・中・義務教育学校の余剰教室を改造して家庭的な雰囲気を持つメンタルスクエア(校内サポートルーム)づくりを進め、児童生徒の教室復帰を目指す。また、カウンセラーを配置し、いじめ問題や不登校等の生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒の「心のケア」を図る。	学校指導課

学校サポート専門チーム事業	子どもたちの学びと育ちを保障するために、関係機関及び弁護士・医師・臨床心理士※・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー※等で構成される専門委員が、それぞれの専門性を生かし、いじめ問題等学校が抱える課題の解決に向けて適切かつ迅速に支援を行う。	学校指導課
	※臨床心理士 臨床心理学に基づいた知識や技術を用いて、様々な心理的問題を検査・診断して心理療法を行う専門家。なお、先行する民間資格であった臨床心理士と専門職としての内容の近い新たな国家資格として、「公認心理師」が、平成 29（2017）年に施行された「公認心理師法」に基づき創設されている。 ※スクールソーシャルワーカー 社会福祉士や精神保健福祉士の専門的な知識・技能を有し、教育相談体制の充実に資するとともに、迅速かつ適切な問題解決および学校園の教育力・組織力の向上を図る。中学校に配置されている。	

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
いじめ防止人権 学習事業	いじめの未然防止を目的として、中学生を対象に、いじめを許さない心を育むためのワークショップや講演会を実施し、いじめを生まない学級づくりやいじめの早期発見、早期対応、心のケアに寄与する。	人権教育課
③体罰の根絶		
教職員等への指導の強化	㊦管理職への指導 校長会や管理職研修会で、「No！体罰」、「いきいき運動部活動」等の資料を用いて、体罰等は児童生徒の基本的人権を著しく傷つけるものであるとの認識に立って、体罰等防止の指導を行う。 ㊧教職員への指導 ・職員研修資料「No！体罰」、「いきいき運動部活動」等の資料を活用して体罰根絶に向けた教職員研修を全ての学校で全ての教職員に対して実施する。また、初任者研修、5年次相当研修、学校訪問等において、市教委から教職員に対し直接指導を行う。 ・体罰を起こした教職員については、処分通告後、教職員の職務と法的責任、児童・生徒理解に基づく生徒指導の在り方、カウンセリングマインド等、今まで自らが行ってきた児童・生徒への指導の在り方について振り返り、体罰に頼らない指導力を身に付ける研修を実施する。 ・体罰が発生し、その対応が難しいケースについては弁護士や医師、臨床心理士などを委員とした「学校サポート専門チーム」を積極的に活用し、体罰を許さない学校づくりへの支援をこれまで以上に充実させる。 ・体系化された教職員研修(初任者、管理職、生徒指導等)に体罰根絶のテーマを盛り込んだ研修をさらに充実させる。また、体罰根絶や正しいスポーツ指導の在り方についての啓発のための講演会等を実施する。	教職員課 人権教育課
④スクール・セクハラ根絶		
教職員研修	研修資料「だれにとっても心安らぐ学校であるために」等を活用し、教職員のスクール・セクハラに関する意識を高めるとともに、未然防止のために校内研修の充実を図る。	教職員課 人権教育課

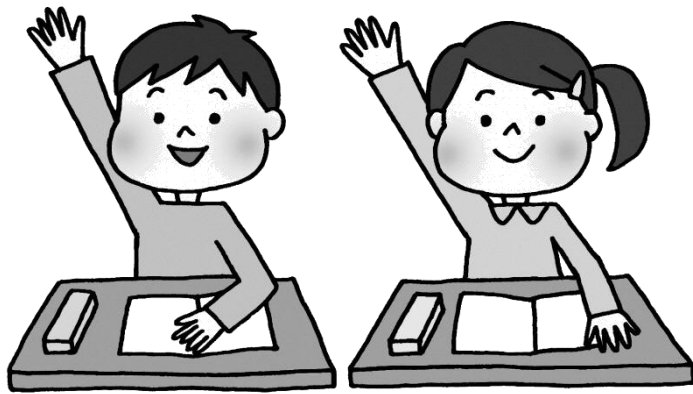
事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
⑤非行防止・健全育成活動の充実		
補導活動の実施	関係機関とともに街頭補導、特別補導を実施し、ぐ犯※・不良行為少年の早期発見と早期指導に努め、学校・家庭・関係機関と連携協力のもと、少年や保護者・教師へのサポートを図る。 ※ぐ犯 罪を犯すおそれのあること。	育成支援課
教育相談の充実 【再掲】	総合教育センターに「教育相談総合窓口」を設置し、窓口一本化を行い、子どもに関わる諸問題について、電話相談や来所相談を行う。また、ポケットカードの配布等により姫路っ子悩み相談(悩み相談専用ダイヤル)の周知を図る。	育成支援課
環境浄化活動の推進	㊦青少年に有害な社会環境を点検し、その改善に向けて実態調査等を関係機関と協力して推進する。 ㊧不審者対策のための安全安心パトロールカーや広報車による巡回やスクールヘルパー制度、こども見守り隊などにより、子どもの安全確保を図る。 ㊨スクールヘルパー制度を推進するとともに、スクールガードリーダーの巡回指導、こども見守り隊による登下校時見守り活動などと連携を図りながら、学校における安全確保に努める。	危機管理室 健康教育課 育成支援課
予防啓発活動の充実	㊦児童生徒・保護者等を対象に、薬物乱用防止教室を実施し、薬物の恐ろしさや正しい知識を伝え、薬物乱用の未然防止を啓発する。 ㊧児童生徒・保護者や地域住民を対象にネットトラブル対策講座を実施し、子どもを取り巻くネット環境の実態把握とインターネットやスマートフォン等の正しい利用に関する啓発を行う。 ㊨少年無職化防止対策指導員を委嘱し、職場・高校・関係機関との連携により、高校退学や離職を防止するための少年無職化防止対策を推進する。 ㊩初発型非行の万引きを防止するため、各種量販店と関係機関・学校職員との事例研究と対策を協議する。	育成支援課
健全育成活動の充実	健育運動事業、青少年センターでの自主活動支援などを通して、青少年の健全育成を推進する。	生涯学習課 (青少年センター)

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
⑥不登校児童生徒の居場所の確保		
適応教室の充実	不登校児童生徒を対象とした適応教室（個別相談・小集団活動）を運営し、不登校児童生徒の社会的自立・学校復帰に向けた支援を行う。	育成支援課
教育相談の充実 【再掲】	総合教育センターに「教育相談総合窓口」を設置し、窓口一本化を行い、子どもに関わる諸問題について、電話相談や来所相談を行う。また、ポケットカードの配布等により姫路っ子悩み相談(悩み相談専用ダイヤル)の周知を図る。	育成支援課
不登校親の会 「あゆみの会」の開催	不登校児童生徒のいる保護者を対象としたグループミーティングを開催し、保護者同士の支え合いを通して、不登校児童生徒の保護者への支援を行う。	育成支援課
姫路市不登校児童生徒支援員の配置	小・中・義務教育学校内に、不登校児童生徒が安心できる居場所として設置している校内サポートルームにおいて、不登校児童生徒への学習支援や生活支援等を行う不登校児童生徒支援員を配置する。自分の学級に入りづらい児童生徒に対して、個に応じたより柔軟できめ細やかな支援の充実に資する。	学校指導課
フリースクール等 民間施設・団体との連携	学校に居づらさを感じる子どもの居場所の一つとして、フリースクール等の民間施設・団体と連携し、子どもの状況に応じた支援を行う。	学校指導課
⑦子育て・子育てのためのより良い環境づくり		
子育て情報相談センターの機能の充実	㊦子育て情報誌の発行 子育てに役立つ情報誌として「子育てガイドブック」を発行する。 ㊧子育て応援サイトの運営 子育てに役立つ情報を一元化したサイトを運営する。 ㊨子育て講演会の開催 子育て中の保護者を対象とした子育て講演会を定期的に開催する。 ㊩子育てサークルへの支援 子育て中の親で作る子育てサークルに対し活動場所の提供等の支援を行い、活動の促進や充実に図る。 ㊪子育て相談 子育て中の保護者の子育てに関する悩みや負担を軽減するため、専門の相談員が相談に応じる。	こども支援課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
ファミリーサポートセンター事業※ の運営と拡充	子育ての相互支援のための会員組織であるファミリーサポートセンターを運営する。また、会員の登録を促進し事業の拡大を図るとともに、会員の資質の向上を図る。 ※ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者や、子育ての経験のある者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員が、会員同士で相互援助を行う地域の子育て支援システムのこと。	こども支援課
子育て学習センター事業の推進	親子で子育て学習センターに参加し、育児についての知識を得ながら親同士の交流を図り、育児力の向上を目指す。	こども支援課
イベントを通しての 情報提供	児童センター事業、乳幼児クラブ及び小学生対象のクラブ活動などの機会を捉えて、乳幼児・学童期の子どもの親を対象に育児情報を提供する。	こども支援課
家庭教育の支援	子育ての発達段階別に、子育て教室を開催する。また、家庭教育講演会事業を実施し、家庭の教育力向上を図る。	生涯学習課
保育所・認定こども園における 子育て支援	地域とのふれあい行事や園庭開放等を推進し、異年齢交流や保護者交流を進める。また、子育てに関する知識や技術、園児が常に存在する環境など施設の特性を生かし、在園児・地域の保護者への支援を行う。	こども保育課
地域子育て支援 拠点事業	保育所等の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供の充実、助言その他の援助を行う。	こども支援課
子どもの「生きる力」の育成	子どもたちが自己肯定感や主体性を身に付け、自ら成長していこうとする力を高めていけるよう、運動やスポーツ、様々な体験活動等を通じて、健やかな体と心の育成や豊かな人権感覚の醸成を支援する。	学校指導課 人権教育課 健康教育課
こどもの未来健康支援センター における支援	こどもの未来健康支援センター「みらいえ」において、若い世代が安心して子どもを産み育て、子どもたちが明るく健やかに育つことができる社会を目指して、思春期から妊娠・出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する。	こどもの未来健康支援センター
ヤングケアラーの支援	家事や家族の世話を「お手伝いの域を超えて」日常的に行っていることで、「学校に行けない」、「自分の時間がとれない」などの課題を抱えているヤングケアラーの負担軽減のため、一定期間ヘルパーを派遣する「訪問支援事業」を実施する。	子育て支援室

⑧一人一人を大切にした教育・保育の充実		
兵庫型学習システム※の推進	国の加配措置を最大限に活用し、小学校(義務教育学校前期を含む)では教科担任制を、中学校(義務教育学校後期課程を含む)では少人数授業などの指導の工夫に努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる。また、児童生徒の心の安定を図り多面的な理解に基づく指導を通して、全ての子どもたちの可能性を引き出す指導の一層の充実を図る。	学校指導課
	※兵庫型学習システム 国の制度変更による従来の「新学習システム」【平成13年度(2001年度)～】の良さを生かした新たな学習システムのこと。兵庫県教育委員会が令和4年度(2022年度)より、全ての子どもたちの可能性を引き出す指導の一層の充実を図るため、国の加配措置を最大限に活用し、各学校において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童生徒の心の安定を図り多面的な理解に基づく指導を推進しているもの。これまでの実践研究において、専門性の高い授業や、子ども達の意欲・学力の向上や子ども達一人一人に応じたきめ細かな指導により、子ども達の多面的な理解につながっている等の効果が報告されている。システムの例として、学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を行い指導体制の充実を図る教科担任制(算数・理科・体育・外国語)、学習指導の充実や基本的な生活習慣の確立を図る35人学級編成(1学年を上限)等がある。	
「総合的な学習(探究)の時間」の充実	地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用した体験活動や交流活動を通して、一人一人の児童生徒が知的好奇心を原動力とし、探究のプロセスを経ながら、自分の考えや課題を更新していく「探究的な学び」を推進する。	学校指導課
教職員等研修	子どもの人権を大切にしたい保育・教育を推進するために、指導者の人権意識及び指導力の向上を目指し、教職員・保育士等の研修の充実を図る。	こども保育課 学校指導課 教職員課 人権教育課 教育研修課
多様な教育方法の開発	様々な生活環境の子どもに個性や能力の伸長を保障する教育環境・事業の整備を学校と地域とともに協力して進める。	人権教育課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
⑨障害のある幼児・児童・生徒への支援		
特別支援推進事業の充実	障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握して学校園での指導支援の充実を図るとともに、学校園における「合理的配慮」など、人権尊重の観点から検証を行う。また、インクルーシブ教育システム構築に向けて、国や県の動向を注視しながら取組を進める。	育成支援課
特別支援学級の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒への「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を作成し、子どもの実態に即した効果的な支援を行う。	育成支援課
「交流及び共同学習」の充実	障害の有無にかかわらず、互いが尊重し合える仲間として認め合うことができるように、教育活動の中で意図的・計画的に位置付けて指導する。	育成支援課
教職員等研修	発達障害を含む障害について、個別の教育的ニーズを明らかにした取組を進めるために、的確なアセスメントやそれに基づく適切な支援・指導、保護者との連携等に関する研修を行う。	教育研修課 育成支援課
⑩子どもの社会参画の促進		
「トライやる・ウィーク」の推進	平成10年度(1998年度)より開始している中学生の「トライやる・ウィーク」を推進し、子どもたちが地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義を学んだり、地域の一員として社会に参画する喜びや楽しさを実感できる機会をつくる。	学校指導課



計画の進捗評価指標

〈事業名〉 指標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈姫路市不登校児童生徒支援員の配置〉 姫路市不登校児童生徒支援員の配置校数	小学 18 校 中学 36 校 (令和 6 年度) 義務教育学校含む	小学 69 校 中学 36 校 全ての小・中・義務教育学校に配置する。	不登校児童生徒支援員を配置することで、小・中・義務教育学校に在籍する学級に入りづらい児童生徒に対する個に応じた支援を等しく受けられるようにする。
〈ファミリーサポートセンター事業の運営と拡充〉 ファミリーサポートセンター会員数	2,562 人 (令和 5 年度)	2,810 人	ファミリーサポートセンターの登録会員数を増やすことにより、市民が子育てしやすい環境を整える。
〈「交流及び共同学習」の充実〉 「交流教育推進事業」を実施している学校数と実施回数	47 校 58 回実施 (令和 5 年度)	107 校 150 回	交流教育推進事業を実施する学校を増やすことにより、障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる教育を推進する。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
全ての小・中・義務教育学校に配置する。	担当課の把握	学校指導課
令和 11 年度の活動件数を、3,441 件にする。	毎月月末に提出される活動件数を基に測定する。 令和 5 年度の活動件数は 3,102 件だった。	こども支援課
特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合(%) 小学校 87.5% 中学校 77.5%	市立学校の教員への調査	育成支援課